

## ○土幌町就学援助費支給要綱

平成28年2月24日  
教育委員会告示第2号

### (目的)

第1条 この要綱は、経済的理由によって、就学困難と認める児童及び生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する必要な援助を行うにあたり、その対象者となる要保護及び準要保護児童・生徒の認定基準及び事務手続きを定め、もって就学援助の適正な執行を図ることを目的とする。

### (就学援助の対象者)

第2条 就学援助の対象者は、土幌町に居住し、町内の小学校又は中学校に在学する児童・生徒の保護者で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及びそれに準ずる程度に困窮していると土幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者とする。

### (就学援助の申請)

第3条 経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者で、就学援助費の支給を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、教育委員会が指定する日までに提出しなければならない。ただし、転入者及び年度途中で支給を受けようとする者は、その都度申請することができる。

### (要保護児童・生徒の認定)

第4条 児童・生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合、当該児童・生徒を「要保護児童・生徒」とする。

### (準要保護児童・生徒の認定)

第5条 児童・生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）で、前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた場合、当該児童・生徒を「準要保護児童・生徒」とする。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
  - (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
  - (3) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
  - (4) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
  - (5) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
  - (6) 地方税法第717条に基づく国民健康保険税の減免
  - (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の保険料の免除
  - (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
  - (9) 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- 2 前項に規定する措置を受けた者以外で、次の各号のいずれかに該当する場合、当該児童・生徒を「準要保護児童・生徒」とする。
- (1) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
  - (2) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
  - (3) PTA会費、学級費等の学校納付金の免除が行われている者
  - (4) 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等の悪い者、又は学用品・通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
  - (5) 経済的な理由による欠席日数が多い者
  - (6) 長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により生活が困窮している者
  - (7) 保護者の失業、倒産又は勤務先の賃金不払い等の理由により著しく収入状態が悪化してい

る者

(8) その他特別な事情により著しく生活が困窮している者

(収入額・需要額による準要保護児童・生徒の認定)

第6条 前条に定める認定にあつては、当該世帯の収入額及び需要額に基づいて認定する。

2 前項の収入額とは世帯全体の収入額から実費控除方式により社会保険料、生命保険料及び損害保険料等を差し引いた額とし、また、需要額とは生活保護法の例により算出した額(第1類、第2類、住宅扶助、教育扶助、母子加算、障害者加算、児童養育加算、冬期扶助費、期末一時扶助費等の合計額)とし、その需要比率が1.3以下の者を対象とする。ただし、需用比率が1.3を超える場合であっても教育委員会が特に必要と認めるときは対象者とする事ができる。

3 認定に当たっては、必要に応じて民生委員の意見を求めるものとする。

(就学援助費の支給基準)

第7条 支給基準額は、国が要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年文部大臣裁定)によって当該年度において定めた援助費の額及び単価を基準とする。なお、修学旅行費については実費とし、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、限度額内で実費とする。

(就学援助の対象費目)

第8条 援助の対象となる費目は、次のとおりとする。ただし、生活保護法に基づく教育扶助と重複して補助は受けられない。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費(第1年を除く)
- (3) 体育実技用具費(小学校1・4年生のみ)
- (4) 新入学児童生徒学用品費等(小学校1年生、中学校1年生のみ)
- (5) 修学旅行費
- (6) 学校給食費(減免を受けている額を除く)
- (7) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (8) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
- (9) クラブ活動費
- (10) 生徒会費
- (11) PTA会費
- (12) 医療費

(就学援助費の支給方法)

第9条 就学援助費は、教育委員会が指定する金融機関のうちから、申請者が希望する金融機関に振込む方法により支給することを原則とする。ただし、前条第3号及び第6号の費目は現物で支給し、同条第5号の費目は保護者から委任を受けた学校長等に一括受領させて支給し、同条第12号の費目については教育委員会が医療機関に直接支払いするものとする。

2 委任を受けた学校長等は、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

(認定及び否認の通知)

第10条 教育委員会は、要保護及び準要保護児童・生徒の認定を終えたときは、速やかに当該保護者及び学校長に認定結果を通知しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、要保護及び準要保護児童・生徒として認定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消し、当該保護者及び学校長に認定取消しを通知しなければならない。

- (1) 当該世帯の経済状態が好転したとき。
- (2) 当該児童・生徒が他市町村に転出したとき。
- (3) 虚偽の申請により認定されたとき。
- (4) 修学旅行費の就学援助費が支給されていながら、これに参加しないとき。

(就学援助費の返還)

第12条 教育委員会は、前条の規定により認定を取消した場合、既に当該取消しに係る部分に対する就学援助費が支給されているときは、期限を付して当該就学援助費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか就学援助に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 士幌町就学援助費支給要領（平成23年制定）は、廃止する。